

日本図書館情報学会会報

No. 167

2017年10月

日本図書館情報学会事務局
〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘1-25
白百合女子大学 今井福司研究室内
(事務局業務に関する問合せ先)
(株)ガリレオ 学会業務情報化センター内 日本図書館情報学会
E-mail : office@jslis.jp 学会ホームページ : <http://www.jslis.jp/>
ゆうちょ銀行 口座番号=00160-5-0045759 口座名義=日本図書館情報学会
ゆうちょ銀行 019店 口座番号=当座 0045759 口座名義=日本図書館情報学会

2017年度会員集会のお知らせ

会長 小田 光宏

2017年度日本図書館情報学会会員集会を、下記のとおり、第65回研究大会の二日目に開催いたします。正会員ならびに学生会員のみなさまにおかれましては、多数ご出席いただき、率直なご意見を交換していただきますよう、お願い申し上げます。とりわけ、今回の会員集会では、会費改訂検討グループの検討の概要を報告いたします。また、現在、同グループのシミュレーション結果をもとに提示した会費改定額に関しては、会員のみなさまのご意見を確認するアンケートを、ウェブ上で実施しております。会員集会では、その集計結果もお示し、さらにご意見を募りたいと存じます。会員集会が充実したものになるよう、このアンケートへのご協力に関しましても、お願い申し上げます。

記

日時：2017年11月5日(日) 13:00～14:00

会場：椋山女学園大学 メディア棟 G階 001教室

次第： 1. 会勢報告

2. 2017年度定例(通信)総会の投票結果報告

3. 委員会等報告

4. 意見交換, 質疑

5. その他

2017年度学会賞等授賞式

会員集会の終了後、同会場において2017年度学会賞・論文賞・奨励賞の授与、ならびに、学会活動に貢献された方への感謝状の贈呈を行います。会員集会に引き続いて、ご臨席ください。

2017年度定例（通信）総会の投票結果

| | |
|-------|-------------------------------|
| 有権者数 | 667（2017.6.1 現在） |
| 投票総数 | 329（内訳：郵送投票 69，電子投票 260） |
| 有効投票数 | 326 |
| 有効投票率 | 48.9%（参考 2016 年度 有効投票率 49.3%） |
| 無効投票数 | 3（郵送で締め切りを過ぎた投票 3） |

| | 賛 | 否 | 白票 |
|--------------------------|-----|---|----|
| 第一号議案 2016 年度事業報告 | 324 | 0 | 2 |
| 第二号議案 2016 年度決算報告・会計監査報告 | 323 | 0 | 3 |
| 第三号議案 2017 年度事業計画案 | 324 | 0 | 2 |
| 第四号議案 2017 年度予算案 | 323 | 0 | 3 |
| 第五号議案 規程の一部改正案 | 320 | 1 | 5 |

日本図書館情報学会規約第 11 条第 1 項（正会員の 5 分の 1 以上：134）により総会は成立しました。第一号議案から第四号議案については、第 11 条 2 項（出席正会員の過半数：164）により、第五号議案については、第 15 条 1 項（出席正会員の 3 分の 2 以上：218）により承認されました。よって、全議案は成立しました。

正会員から寄せられた意見，質問，感想・その他（回答は常任理事会による）

定例（通信）総会のご意見欄に、正会員各位から下記のようなご意見等が寄せられました（複数のご意見等に一括して回答している場合があります）。ありがとうございます。今後の学会活動の参考とさせていただきます。（常任理事会）

【ご意見】

- ・今年の春季研究集会でもみられたことですが、決められた時間内で口頭発表を終えることができない例、質問の際に延々と持論を述べて、他の会員の質問の機会を奪う例が見受けられました。特に高齢の会員であるため、司会者がもてあましていた様子でした。本人に猛省を促したいところですが、これまで何回も繰り返されており、聞く耳を持たないという状況であれば、年齢などを考慮することなく事前に何らかの規制をしてよいと考えます。
- 研究集会での質疑のあり方については、研究発表の開始時に司会から聴衆の方々に注意事項として伝えております。今後、伝達の頻度を増やすなど、一層の周知に努めてまいります。
- ・研究発表について、最近も質の低下は否定できない。大学院での指導に依存する点もあるが、発表申込受理にかかる基準の策定と公表など、申込者の自覚を促す取り組みも必要ではないか。また、このところ受賞者が出ていない「優秀発表者」についても、少々でも厳密に定めた選考基準の策定・公表があれば、それを意識した発表も出てくる可能性があるのでは。（なお、個人的には「大学院生ほか若手研究者を優先」という点も、選考基準に含めていただきたい。）

→ご指摘をいただいた点につきましては、研究委員会においてもそうしたご意見があることを承知しております。発表申請の内容を研究委員会において査読することを検討したこともありますが、発表件数を確保する必要もあるため、引き続き慎重に検討してまいります。また、優秀発表賞については、現在試行段階であり、選考の対象、基準を含め今後正式の賞として設定するかどうかも含め、今期の研究委員会において検討を進めたいと考えております。

・会報 166 号にあった「研究助成対象者の扱いについて」（第 1 回理事会協議事項 8）については、今後の対策も必要となる。ウェブサイト管理が煩雑になってしまうが、サイトの「研究助成」のページに、各助成をもとにした研究成果も書き加える、といったことができないだろうか（受給者および今後の申請希望者の自覚を促すために）。

→研究助成者の果たすべき義務（『学会誌』への投稿、科研費申請）については、当該者が義務を果たすべき年度の後半に進捗状況を研究委員長が確認しております。ご指摘の点については、今後、研究委員会において検討してまいります。

・海外学会で発表する研究者が増え、国内学会の位置が低下し、国内学会の共通する悩みとなっています。日本の図書館情報学会としては、学会員の海外における研究発表の現状と動向を何らかの形で把握ないしは紹介する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

→学会の位置づけ、海外における会員の投稿・発表状況の把握などについては、ご意見を踏まえ、理事会、会員集会でも意見を募りながら、対応方法を検討していきたいと考えています。

・研究大会の一般公開プログラムについて、学会の社会貢献活動として、対象・テーマ・形式・演者・広報を熟考すべきです。

→研究大会シンポジウムは本学会員を対象としたものであり、一般公開を前提としておりません。シンポジウムのテーマに鑑み、会場校の施設利用の状況にも配慮して、一般公開の是非を検討しております。

・学会誌編集について、葉袋秀樹氏による論考（学会誌 50 巻 3 号,2004 年）以降、編集委員ないし学会員の立場でのまとまった意見・論考が見られない。近年の投稿状況から見られる傾向や、投稿者をお願いしたい点（質の担保、査読者への負担を減らすための確認事項、など）といったことにつき、編集委員会としての見解を学会誌で知らせる、といったことも検討すべきかもしれない。あるいは、葉袋氏の論考以降に、変化した点、していない点、どんなところにあるかの検証、ということでもよい。要は、日本社会学会のような学会誌の「自己点検」（若手支援の側面も含め）の取り組みも必要なのでは、ということである。<http://www.gakkai.ne.jp/jss/2013/01/07112728.php>

→編集委員会では、「編集委員会内規」（2016 年 10 月 8 日制定）のもとに定められた「掲載原稿および審査に関するルール」（最終改訂：2016 年 10 月 18 日）に基づいて編集作業を行っております。いずれも学会 Web サイトに公開しておりますので、ご参照ください。会員の皆様に対するお願いや、投稿論文数等の状況については、会員集会の機会や、各号の編集後記などでご説明する予定であります。

・いつもお世話になっております。会誌について、査読に時間がかかる（1 年？）という話をよく聞きます。事実かどうかは別として 3～4 か月くらいの目安を示してもらえると投稿しやすくなります。

ご検討のほどよろしく申し上げます。

→受付日から受理日までに要する期間は、論文ごとに異なります。1回目の査読で「採用」となり直ちに入稿して掲載される場合もありますが、3人目の査読者に依頼する場合や、再改訂稿に対する3回目の査読が必要な場合などには、相応の時間がかかることとなります。いずれにしても、適正な手順によるものということで、ご理解いただきますようお願いいたします。査読期間は5週間を目安としており、多くの査読者の方々にご協力いただいております。投稿者の方からのお問合せには回答いたしますので、お気軽にご連絡ください。ご投稿をお待ちしております。

・委託先の変更に伴う混乱につき、担当の方々にはご負担となるが、前委託先関連の残務など、処理を進めていただきたい。(投票者が関与する他学会においては賛助会員への請求書の遅れや書類不備など、前委託先での業務の質の悪さが今なお影響を及ぼしている事例が存在する。)

→前委託先関連の残務処理については、7月上旬に全て終了いたしました。ただし、引き継ぎに伴う請求書発行の遅れや書類不備などが発生したため、現委託先とは8月上旬に副会長同席の上、事務局長と委託先で業務改善に伴う打ち合わせ及び申し入れの機会を設け、9月中旬時点ではおよそ処理の遅れは見られなくなりました。何か不備がありましたら事務局までご連絡頂ければ幸いです。

・監査については会計監査だけでなく、「業務監査に基づく報告・意見」も必要ではないだろうか。

→毎年の監査では、会計監査だけではなく内規に基づき事業監査も行われています。また、本年度は事業監査の結果、監事から意見の提示がなかったことを申し添えます。

・本務の傍らで学会運営に当たることの難しさは、投票者も重々承知している。今後は常任理事会、理事会、各委員会等の業務の効率化も進めていただきたい(費用の効率化および担当理事・委員の業務負担軽減のために)。例えば可能などころから、会議・打ち合わせにスカイプを導入する取り組みができないだろうか。

→既に委員会によっては会議打ち合わせにメールを用いるなどして、会合の回数を減らしている委員会もあります。スカイプの導入については担当業務が明確に決まっている委員会レベルでは導入の余地はあるかと思えます。ただし、メンバーの中にはスカイプが接続しづらい環境にあること、かえって会議時間や回数が増えるような例もあることから、導入可能な委員会から試行しながら置き換え可能かどうかを検討して行きたいと思えます。

・委託先が「ガリレオ」に変更になったメリットは。またどういう基準で選定したのですか。

→大学生協学会支援センターからの撤退の通告は2016年10月であり、学会の事務局のやり方を基本的には踏襲した形で、翌年4月からの委託先変更に応じてくれるところという基準で探し、その中で金額の安いガリレオに決めました。まだ委託が開始されたばかりですが、一つ明らかなメリットは会員情報がデータベース化され、事務局等と委託先とで情報共有が図られたことです。そのことにより、会員情報の変更が簡単になりましたし、自分の会費納入状況の確認もでき、クレジットカードでの決済も可能になりました。

・お世話になっております。機動性の向上および支出削減のためのスリム化の一案として、理事の人数を少なくすることを提案します。通常の事案は常任理事会で対応できており、監事の陪席による監督があれば、適正な運営ができると考えられます。現在は規約上最大22人ですが、継続性を考え

て新旧の常任理事がいられる人数としても、会長・副会長・常任理事の合計8名の2倍の16名で十分ではないでしょうか。22名となった際の理由を存じないので、見当違いの意見でしたらご容赦ください。

→理事が22名となった理由は現在の常任理事会でも把握しておりません。理事の人数を変更した記録がありませんので、学会発足時に決められたものと推定いたします。理事の人数を16名に変更してもいいのではないかというご意見に関しては、前向きに検討させていただきます。

・会報 p.22 に退会についての注意喚起がありました。入会に審査が必要であることはわかりますが、退会について審査は必要なのでしょうか？実効性があまりないように思います。助成金を受けた場合は投稿義務を果たしたかの確認などは必要だと思いますが。

→退会に関して審査は行っておりません。ただし退会は年度単位でしか認めておりませんので、年度が開始されてからの退会の申し出に対しては当該年度の会費の納入をお願いしています。会報での注意喚起は、会費納入の義務が発生することへのものとお考えください。なお、研究助成を受けた場合の投稿義務に関しては、確認した上で、会報で報告しております。

・会費の未納分が多いように思われます。

→会費未納については、定期的に委託先から催促の連絡を行うとともに年度末には会員登録の電子メールアドレスに未納状況を知らせる連絡を入れております。また本年度からは、催促時のメール本文に各自の未入金状況が挿入される仕組みを導入し、支払い状況が把握しやすくなるようにしております。加えて、今年度からはクレジットカードによる会費支払いも可能となりました。他にも会費支払いがしやすい仕組みを整備しているところです。今後、未納状況を随時確認しつつ、追加の対応が必要かを検討してまいりたいと思います。

・現状の規模で事業を継続すると、毎年100万円程度繰越金が減少し、役員選挙の年度には更に50万円程度繰越金が減少すると予想されます。そのような前提に立つと、2020年度には繰越金を予算に組み入れて事業を行うことができなくなることが予想されます。本年度中に財政状況とその改善策について提示されることを強く希望いたします。

・財政の健全化については、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

・儉約をしても収支が常態的に赤字であるならば、新規事業などをしにくくなるため、会費値上げはやむをえないと思います。

→学会の財政状態が好ましくないことは、2016年度の会員集会において会長から問題提起があり、会費の値上げを含めた検討を開始すべきとの意見を、参加された会員からも頂戴しています。それゆえ、財政状態の健全化は、今期の役員に課せられた重要課題であると認識しています。常任理事会では、改善方策の検討をすでに進めており、早急に原案を策定できるようにいたします。その際、会費値上げについては、会員のみなさまの意見をもとにして判断する必要があると認識することから、原案策定前に、アンケートを実施いたします。詳細については、会員の皆さまへのご案内メールならびに学会ウェブサイトをご確認頂き、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

・今期もまた図書館情報学教育を中心とするのでしょうか。図書館情報学教育や図書館員養成にかかわる団体は、他にも存在しており、研究者からなる図書館情報学会は、研究を中心とした学会であってほしいと思います。特に、最近の海外の図書館情報学研究の環境の激変に日本は取り残されて

いないか心配です。また、国内では、関連分野との関係、科研費の「審査区分表」の改訂の影響など問題が山積しています。研究者の研究を支援する学会とってください。

→本学会の活動について、研究活動を中心に進めております。事業計画の中でも、例年通り「研究促進事業」と「刊行事業」を基幹として位置づけている点につき、ご理解いただければ幸いです。なお、その上で、前期に引き続き、今期も図書館情報学教育を重点課題として位置づけております。これは、日本で図書館情報学を研究する環境を考えた場合、大学等の高等教育機関において教育活動に従事することが多く、教育に関わる問題を避けて通ることはできないと認識しているためです。

・多くの学会が会員数の減少に悩んでいます。本学会でも、今後問題になると思われます。現在の議案では、学会の現状を示す指標（会員数）が項目として示されていません。この点に関する会員の関心を高めるため、「学会の現状」等の項目を設け、会員数、1年間の研究発表数を記載することを提案します。次に、最近数年間の会員数や研究発表数の変化が示されていないため、学会がどのように変化しているのかがわかりません。最近数年間の変化を示すことを提案します。

→現在、学会ウェブサイトのリニューアル作業を進めておりますが、リニューアル後には会員数・研究発表数の変化を示すページを新規に作成することを検討いたします。なお、研究発表数は春季研究集会・研究大会とも、現在のウェブサイトでご確認いただけます。

・特定秘密保護法以後とりわけ公共的な文書の政府機関による破棄や隠蔽が頻繁に見られます。公共的記憶を司る図書館という社会的な存在に関して研究する領域として、こうした状況を看過することは研究を行う条件そのものの破壊に見てみぬふりをするに繋がります。こうしたことを政治的な問題と誤解する方もいますが（私自身は政治的な話題を出すことがなぜ社会組織を研究する場所でいけないのかわかりません）、これ自体は論理的な問題です。社会の中で、出鱈目な数学記号の使用が蔓延するならば、数学会で声明を出すことが論理的な問題であるのと同様に。理事会でご検討いただけますと幸いです。

→特定秘密保護法をどのような問題と捉え、行動するかについては、いろいろな考え方がありと認識しております。学会としてどのような声明を出すことが論理的な問題とお考えであるのかは、このご意見だけでは分かりかねるため、声明文やその趣旨説明など具体的なものをご提案いただけますでしょうか。理事会で検討させていただきます。

・「わかる！図書館情報学シリーズの定価と出版社名を明記し、学会会報でお知らせ下さい。

→今後は、『会報』の定例（通信）総会の事業報告において、出版社名と定価を含めるようにいたします。なお、学会ウェブサイトのトップページにおいて、出版社へのリンクを張っており、出版社名と定価を含めた書誌データを参照できます。

・第2号議案1決算報告3学会誌売上金の早川書店は早川図書の間違いではないか。

→ご指摘の通り、早川図書でした。お詫びして訂正申し上げます。

【その他】

・会員数につきましては、先輩の退官にともなう退会、死去などつらい思いです。

・日頃何かとお世話になりありがとうございます。

・学会の運営および会報の発行、大変だと思えます。いつもありがとうございます。

- ・学会運営についてご尽力いただき誠にありがとうございます。電子投票システムもとても便利で良いシステムだと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- ・常務理事の皆さま、事務局の皆さま、いつもありがとうございます。

副会長・常任理事選出に関わる選挙管理運営規程

2017年度定例（通信）総会において、副会長・常任理事選出に関わる選挙管理運営規程の改正が承認されましたので、以下に選挙管理運営規程の全文を掲載いたします。

日本図書館情報学会選挙管理運営規程

最終改正：2017年7月1日

第1条 本規程は、日本図書館情報学会規約第9条9項および第10条3項に基づき、日本図書館情報学会役員の選出と欠員補充における選挙管理運営に関して定めることを目的とする。

第2条 選挙管理運営は、選挙管理運営委員会がこれにあたる。

第3条 選挙管理運営委員会は次のとおり構成する。

- 委員長 1名
- 委員 4名

2 選挙管理運営委員長は常任理事会において正会員中から推薦し、理事会の承認を経たのち、会長が任命する。

3 委員は委員長が推薦し、常任理事会の承認を得る。

4 委員長および委員は役員を兼ねることができない。

5 委員長および委員の任期は役員の任期に準ずる。

第4条 役員の選挙は、原則として、任期満了の1ヶ月以前に完了する。

2 選挙実施後に欠員の生じた場合には、常任理事会の決定に基づき、次点の者を繰り上げ当選とすることができる。

3 ただし、常任理事会の決定により、役員補充のための選挙を行う場合には、要請のあった日から1ヶ月以内に実施する。

第5条 選挙管理運営委員会は、日本図書館情報学会規約第8条の定める役員のうち、正会員の無記

名投票による会長，理事，および監事の選挙，ならびにこれによって選出された理事の互選による副会長および常任理事の選挙を管理運営する。

2 これらの選挙は通信投票によることができる。

第6条 選挙管理運営委員会は，選挙公示に先立って，役員候補者の推薦を求めることができる。

2 選挙管理運営委員会の求めに対して，すべての正会員は，自薦をも含め，5名以下の正会員を理事候補者として推薦することができる。

3 理事候補者の推薦があった場合，選挙管理運営委員会はこれを選挙公示において公示する。

第7条 正会員の無記名投票による会長，理事，および監事の選挙は次の各号により行う。

- 1) 会長の選挙は単記投票とする。
- 2) 理事の選挙は5名連記投票とする。
- 3) 監事の選挙は単記投票とする。
- 4) 当選となる得票数が同数となった場合には，当該の役職について，この時点までの連続当選回数
の少ない者を上位とし，なお順位つかない場合には抽選とする。

第8条 選挙管理運営委員会は，前条に定める選挙の結果を当選者に通知し，就任承諾書への署名を要請する。

第9条 会長，理事，および監事の当選者が確定したのち，選挙管理運営委員会は，次の各号により，すみやかに副会長および常任理事の選挙を実施する。

- 1) 副会長および常任理事の選挙は，理事当選者の互選による投票で行う。
- 2) 副会長は単記投票とする。
- 3) 常任理事は5名連記投票とする。
- 4) 第7条第4号，および第8条の規程はこの選挙に際しても準用される。

第10条 選挙管理運営委員会は，選挙の結果を常任理事会に報告する。

第11条 本規程を変更しようとするときは，理事会の議を経て，総会において出席正会員の過半数の同意を得なければならない。

付則 この規程は昭和47年4月1日より施行する。

- 2 この規程は昭和61年7月10日より施行する。
- 3 この規程は1995年6月26日より施行する。
- 4 この規程は1998年10月1日より施行する。
- 5 本規程は，2016年7月1日から施行する。

6 本規程は、2017年7月1日から施行する。

2017年度春季研究集会における参加申込者情報の漏洩について

研究委員会

6月15日に特別チームより調査結果の報告がありました。その内容の要旨を以下に報告します。特別チームからの再発防止策の検討提言を踏まえ、再発防止に努めるべく、会場校と検討を進めてまいります。

日本図書館情報学会特別チーム
青柳英治、荻原幸子、安形輝、江藤正己

1. 参加申込者情報流出の経緯

2017年度春季研究集会では、例年通り、参加申込フォームを用いて事前の参加申込を行なった。このフォームは、会場校の担当者が昨年度の春季研究集会での参加申込フォームを参考にしつつ、Google フォームを用いて1から作成したものであった。学会サイト、会報等でこのフォームの案内を行なった。

5月27日に会員から春季研究集会参加申込フォームから情報が漏洩しているとの指摘がメールで研究委員長宛に届いた。研究委員長が確認したところ、確かに誰でも参加申込者情報にアクセスできる状態にあった。

そのため、会場校の担当者を通じて即時に参加申込フォームを閉じる措置を行なった。担当者は、このフォームに登録されていた参加者リストをダウンロードした上で、回答を削除するとともに、フォームそのものも削除した。

2. 特別チームによる調査

特別チームは5月31日に研究委員長をまとめ役として、研究委員会から1名、総務委員会から1名、会場校から1名の合計4人で組織された。特別チームは、担当者からメールを通じて聞き取りを行い、会場校側では指摘された現象は確認できなかったこと、該当フォームと回答結果をすでに削除したこと、などの報告を受けた。

6月8日に特別チームの2名が該当フォームの作成担当者を訪問し、Google ドライブから該当フォームと回答結果の復元を試みた。該当フォームは復元できたが、削除された回答結果は復元できなかったため、削除前にダウンロードした参加申込者情報のエクセルファイルによって、削除前の状況を確認した。

その結果、原因としては、アンケート調査等において回答者に対してそれまでに集計された回答を表示する機能（「概要グラフとテキストの回答の表示」）が有効になっていたことが考えられる。

3. 参加申込者情報流出の原因

参加申込者情報の漏洩の主たる原因は、初期設定の確認不足であったと指摘できる。しかし、間接的には以下のことも原因の一端であったと考えられる。

- ・1からの参加者申込フォームの作成
- ・研究委員会の確認体制

4. 再発防止策の検討提案

上記の結果を踏まえて、特別チームとしては以下のような再発防止策の検討を提案したい。

- ・参加申込フォームの確認体制の確立
- ・参加申込フォームの引き継ぎを行う
- ・学会事務の一部委託先に参加申込みも依頼する
- ・参加申込フォームの項目を見直す

以上

役員会等の記録

2017年度第2回常任理事会（開催記録）

日時：2017年7月9日（日）13：00～18：30

場所：明治大学駿河台キャンパス リバティタワー19階 共同実習室2

出席者（敬称略）：小田，倉田，青柳，浅石，今井（記録），岩崎，荻原，三浦

欠席者：なし

議事内容：

1. 2017年度定例（通信）総会 投票結果の整理
2. 規程・内規の整備
3. 財政状態の改善（会費値上げ）に向けての対応
4. 事務局関連事項の報告・協議
5. 今後の活動
6. その他

委員会・事務局より

『日本図書館情報学会誌』投稿募集

『日本図書館情報学会誌』の投稿先は以下のとおりです。投稿は随時、受け付けています。投稿に際しては「投稿規程」，「執筆要綱」，「『日本図書館情報学会誌』掲載原稿および審査に関するルール」をご参照ください。

（編集委員会）

- ・投稿先：日本図書館情報学会編集委員会（journal@jslis.jp）
- ・『日本図書館情報学会誌』投稿規程 2016年10月8日改訂
http://www.jslis.jp/journal/c_reg_161008.pdf
- ・『日本図書館情報学会誌』執筆要綱 2016年10月8日改訂
http://www.jslis.jp/journal/w_out_161008.pdf
- ・『日本図書館情報学会誌』掲載原稿および審査に関するルール 2016年10月8日改訂

http://www.jslis.jp/journal/JSLIS_review_rule161008.pdf

視覚障害者への学会誌 PDF 版の提供について

視覚障害者の会員の方に『日本図書館情報学会誌』の PDF 版データを提供いたします。ご希望の方は、事務局 (office@jslis.jp) までメールでご連絡ください。お心当たりの方は、対象となる会員の方にお声かけいただければ幸いです。事務局より、障害の程度をお伺いした上で、提供いたします。

(編集委員会)

メールマガジンについて

総務委員会ではメールマガジンを随時、発行しています。掲載・講読希望の方は、総務委員会まで電子メール (somu@jslis.jp) にてご連絡ください。なお、掲載を希望する方は、PDF の添付ではなくメール本文に掲載内容を記してお送りください。

(総務委員会)

2017 年度の会費納入のお願い

2017 年度の会費を未納の方はすみやかに納入してください。2016 年度までの会費を未納の場合は、2017 年度と合わせてできるだけ早く納入してください。なお、会費を 3 年滞納した会員 (学生会員は 2 年) については、その年度末 (3 月 31 日) に会員資格停止の手続きを行います。次年度から会員としての権利を失いますのでご注意ください。

また、学生会員で 2017 年 4 月から就職された方については、すみやかに会員種別の変更手続きを行なってください。会費の金額が 2,000 円から 5,000 円に変わります。適正な会費をお支払いいただきますようお願いいたします。

(事務局)

【振り込み先】

ゆうちょ銀行 口座番号=00160-5-0045759 口座名義=日本図書館情報学会

ゆうちょ銀行 019 店 口座番号=当座 0045759 口座名義=日本図書館情報学会

なお、本年度より学会費のクレジットカードによる支払いができるようになりました。下記のサイトからログインの上、決済が行えます。

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/settlement/JSLIS>

ログイン後、「オンライン決済へ進む」を押していただき、クレジットカード情報をご入力いただき、「オンライン決済の実行」をクリックすると決済が完了します。どうぞご活用下さい。

会員情報変更・退会および会員情報管理について

住所、電話番号、所属先、メールアドレス、会員種別等の変更については、学会ウェブサイトに掲載されているガリレオの会員情報管理システム (SOLTI) から直接変更していただくか、「会員情報変更」のページ (http://www.jslis.jp/membership_3.html) に掲載されている「会員情報変更申請書」にご記入いただき、事務局 (office@jslis.jp) までメールでお送りください。

なお、退会については特に書式はありませんので、電子メールにて、退会理由を併記のうえ、事務局 (office@jslis.jp) までご連絡ください。

(事務局)

学会受領資料

紙幅の都合により、図書のみ記載しております。(編著者名の五十音順)

- ・青柳 英治・長谷川昭子 編著『専門図書館の役割としごと』勁草書房, 2017
- ・岡部 晋典 著『トップランナーの図書館活用術：才能を引き出した情報空間』勉誠出版, 2017
- ・蟹瀬 智弘 著『やさしく詳しいNACSIS-CAT』樹村房, 2017
- ・新藤 透 著『図書館と江戸時代の人びと』柏書房, 2017
- ・クリスティン L.ボークマン 著 佐藤義則・小山憲司 訳『ビッグデータ・リトルデータ・ノーデータ：研究データと知識インフラ』勁草書房, 2017

会員の皆さまが図書館情報学関係の著作を刊行された際には、可能であれば事務局（白百合女子大学今井研究室）まで1部お送りいただければ幸いです。書評対象文献の選定ならびに学会賞選考の際の参考とさせていただきます。

(事務局)